

2018年FIFAワールドカップの開催期間中の滞在登録等について

2018年FIFAワールドカップの開催期間及びその前後の期間に、滞在登録の期間等が変更となります。

ロシアにお住まいの皆様及びワールドカップ開催期間中にロシアに入国される方へ

在サンクトペテルブルク日本国総領事館

- 1 ロシア大統領令は、2018年5月25日～7月25日の間、以下の各都市に滞在する場合、到着後3日以内に登録を行う必要があると定めています。滞する期間が3日を超える場合、到着後すみやかに滞在登録を行うことが必要です。

モスクワ、サンクトペテルブルク、ヴォルゴグラード、エカテリンブルク、サランスク、カザン、カリーニングラード、ニジニー・ノヴゴロド、ロストフ・ナ・ドヌー、サマラ及びソチ

2 滞在登録について

(1) 当地のホテルに滞在予定の方

ホテルに滞在する方の滞在登録は、ホテル側が手続きを行ってくれますので、チェックイン時に、旅券及び出入国カードを提示し申請してください。

手続き後、ホテルから渡される滞在登録の半券は旅券とともに携行することが義務付けられていますので、常時携行して紛失しないようにしてください。

(2) 当地の個人宅等に滞在する場合

アパート等の個人宅に宿泊する場合は、アパート等の受け入れ側に滞在登録の義務が生じますので、滞在開始時に手続きを依頼してください。

手続き後、受け入れ側から渡される滞在登録の半券は旅券とともに携行することが義務付けられていますので、常時携行して紛失しないようにしてください。

参考にサンクトペテルブルク市のワールドカップ関連のサイト掲載致しますので、皆様活用してください。

<http://spb2018.com/en/>

在サンクトペテルブルク日本国総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 191186

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)710-69-70

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp